

福岡県公報

平成二十二年十二月三日
第三千百九十二号
増刊 ①

目 次

告 示 (第十九百十七号)

海岸保全区域の指定の一部改正

(港湾課)

福岡県告示第十九百十七号
海岸保全区域の指定（昭和三十三年三月三十一日福岡県告示第一百八十五号）の一部
を次のように改定する。

平成二十二年十一月三日

福岡県知事 麻生 渡

第四十四号を次のように改める。

四十四 豊前豊後沿岸北九州港海岸白野江地区海岸

(一) 区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一
五、一六、一七、一八、一九、二〇、補助点二〇一、一、補助点一七、一、補助
点一〇、一、補助点九、一、補助点七、一、補助点四、一及び補助点一、一を順次
結んだ線並びに基点一及び補助点一、一を結んだ線に囲まれた区域。

(二) 基点、補助点の表示（角度は真北方位角とする。）

基点一 北九州市門司区白野江三丁目五九一番一地先

北緯 三三度五六分三五・九二〇秒

東経 一三一度〇〇分四九・四〇六秒

基点一 基点一から一四九度一五分一四秒六八・一〇メ トルの点

基点二 基点二から一三〇度四五分一一秒一四・一二メ トルの点

(三) 管理者
北九州港港湾管理者代表者 北九州市長

第四十六号を次のように改める。

四十六 豊前豊後沿岸北九州港海岸地蔵面地区海岸

